

田尻町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

田尻町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨、現状	3
2. 目標	3
3. 計画の期間	4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	6

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

教育職員が、児童生徒と過ごす時間や自らの資質・能力の向上を図る時間を確保・充実できるように、校務運営の効率化や部活動改革、専門性の有する機関・人材等との協働等を行い、さらに働き方改革を進めることは重要である。

また、時間外在校等時間の縮減だけでなく、年次有給休暇取得の促進等を進めることで、ワーク・ライフ・バランスを充実させ、教育職員が様々な経験・体験を通じて、より一層充実した教育活動を行うことができるようにすることも必要である。

教育職員が自らの働き方を見直し、指導力を磨くとともに、知識や想像力、人間性を高めることで、学校教育の質を向上させるために、今般、田尻町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を策定する。

(2) 本町の現状

本町では、令和2年3月に、所管に属する学校の教育職員の時間外在校等時間の上限に関する方針として、「田尻町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、教育職員の時間外在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んでいる。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月33.54時間	17.2%	3.4%
中学校	月48.06時間	41.3%	10.3%

時間外在校等時間が45時間を上回る割合が、中学校で41.3%と多くなっている。事務作業や部活動などの業務の負担感が大きくなっており、業務の効率化及び部活動の地域展開を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 町立学校における教育職員の時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月あたりの時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 年間平均時間外在校等時間を360時間以内にする。
- ・ 年間時間外在校等時間が360時間を超える人数を前年度よりも減少させる。
- ・ 年間時間外在校等時間が720時間を超える人数をゼロにする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標【括弧内は令和6年度の数値】

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を16日以上にする。【15日7時間】
- ・男性教職員の育児休業（2週間以上の取得）取得率の向上を図る。
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を8%まで減少させる。【8.8%】
- ・ストレスチェックにおける健康リスクの値を85以下とする。【88】
- ・教育職員が、児童生徒や保護者等との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

- 令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- 本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

- ◆ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
 - ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。
- ◆ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）
 - ・放課後から夜間における見回りについては、警察やスクールガードリーダー等が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ◆ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）
 - ・令和8年度中に、町長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ◆ 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）
 - ・校務支援システムの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ◆ 部活動（「3分類」⑬関係）
 - ・平日の部活動について、活動時間等の適正化を図り、令和8年度より、部活動指導員の配置等、教職員の負担軽減策を検討する。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆ 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・ 授業準備や採点作業等を補助する教員補助員を全校に配置する。
- ・ 校務支援システムの機能等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◆ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を全校に配置し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・ 学校が組織として、田尻町民生部局や子ども家庭センター等の関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・ 医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材を学校へ適切に配置する。

（2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ 電話の録音機能を令和9年度中に全校に設置する。

（3）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を踏まえ、以下の内容に取り組む。

- ・ 1箇月あたりの時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・ 町として産業医を配置し、校長（安全衛生管理者・衛生推進者）から教育職員の心身の健康問題に関する指導・助言を求めることができる体制と職員への個別保健指導ができる体制を整える。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・ 学校における定時退校日を月2回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に5日間の一斉閉校期間の設定を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、町立学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、町のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、町長部局と連携し、ホームページ等を通じて、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。